

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2007.3 No.

37

CONTENTS

特集：

- 企業のCSR（社会的責任）への取り組み ……………1
- 環境コンプライアンスについて ……2
- 企業のCSRの取り組み事例 ……………3
- 京都弁護士会の環境マネジメントシステム導入の取り組みについて ……4
- リレー寄稿
- 実務家教員奮闘記 ……………5
- 中国の環境問題と環境NGOの役割 ……6
- 半鐘山開発問題が計画大幅縮小で全面解決 ……………7
- 意見書の紹介 ……………8

特集：企業の環境配慮など社会的責任（CSR）への取り組み 企業のCSR（社会的責任）への取り組み

委員 佐藤 泉（第一東京弁護士会）

社会的取り組みが推進されている背景

企業の社会的責任への取り組みは、法規制（ハード・ロー）遵守の徹底と自主的な上乘せ基準（ソフト・ロー）の採用に分けられます。企業がなぜ、ソフト・ローを重視しているのか。それは、商品価値やブランドイメージの向上、コスト削減、社員の意欲増加、将来の訴訟リスク等の低減など、様々な効果が期待できるからです。

たとえば、企業はISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得することにより、省エネ・省資源の手順明確化、継続的なコスト削減、事故の予防、取引先や地域から信頼の獲得などのメリットがあります。行政にとっても、企業が自主的取り組みを推進することによって、行政目標の達成と行政コスト削減に繋がります。このように、日本の場合には、企業の社会的責任への取り組みは、企業と行政の双方にとってメリットがある範囲で、特に環境分野を中心に始まったといえるでしょう。

これに対し、EU諸国で推進され

ているCSRは、もっと政治的な色彩が強いように思われます。EU諸国は、移民の失業問題、テロ、少子化の進行、地球環境問題などに、日本より強い危機意識を持っており、これに対して企業の社会的責任を求めています。そのため、企業の社会的責任の中心は、雇用政策、海外での調達方針、生態系の保全などを対象とし、グループ企業全体で、原料の輸入から加工、製造、販売などのサプライチェーン全体の活動を巻き込んだ取り組みを推奨しています。また、NGOが中心となって、企業の社会的責任のあり方について提言や基準作りを行っていること、悪質な企業には不買運動を展開することなどの特徴があります。

このようなEUの考え方の影響を受け、日本の企業も、社会的取り組みの範囲を、環境からその他の社会的側面全般へと広げる傾向が進んでいます。

企業の社会的取り組みは信頼できるか

現在多くの企業が、CSR報告書・環境報告書を作成し、ホームページ

では社会的取り組み状況を公開しています。しかし、環境破壊・談合・消費者被害・偽装請負などの不適切な行為はなくなりません。したがって、企業の社会的取り組みは、信頼できることもあるし、信頼できないこともあるというのが現実ではないでしょうか。重要なことは、社会全体、特に弁護士がこれに関心をもち、育成していくことだと思います。嘘や欺瞞的な取り組みについては、きちんと苦情を申し立て、正当な取り組みについては評価することが必要です。また、最近特に注目されているのは、金融機関の責任です。国連や世界銀行が中心となり、機関投資家などが融資や投資にあたって社会的取り組みの状況を審査し、環境や人権に配慮が足りないプロジェクトには関与しないという原則を作成し、日本の複数の銀行がこれを採択しています。このような動きが、信じられる社会的取り組みを増やしていくことを期待したいと思います。

環境コンプライアンスについて

—実効性ある環境管理に向けて—

教授 吉川 栄一（上智大学大学院法学研究科 法曹養成専攻）

1 はじめに

最近、企業の環境法令違反事例が相次いで発覚し、社会の信頼を失っている。これら多くの会社は、環境管理・監査体制を構築し、環境法令違反・環境汚染事故の防止に努め、ISO14001（国際環境マネジメントシステム）の認証をも得ている優良企業である。環境法令違反を引き起こした企業は、環境管理部の増員、公害防止のための自動測定器の設置、ダブルチェック体制の構築等の防止策を公表している。そこで、環境法令違反行為・環境汚染事故を防止する上で、企業にはどのような取り組みが必要か、多少検討してみたい。

2 環境法遵守プログラムの策定と環境投資の必要性

環境法の遵守プログラムの策定とその実効的な運用は、企業の環境責任（浄化費用・損害賠償費用の負担、刑事責任）・取締役等の会社に対する責任（株主代表訴訟等による責任追及）を回避する上で極めて重要な役割を負っているのみならず、環境管理コストの増加による企業利益に対する影響を軽減する上でも重要な意義を有するものである。しかし、最近における企業の環境コンプライアンス体制の現状は、環境保全・改善のための社内体制を強化・加速させるべくアクセルを踏みながら、同時に環境規制法違反（隠蔽工作）を犯して、企業評価・利益の獲得にブレーキをかけているように見える。

企業は、環境にかかわる不祥事を

なぜ引き起こすのか、改めて客観的に自己点検・評価しなければならないであろう。最近、CSR（Corporate Social Responsibility：「企業の社会的責任」）に関する議論が盛んになり、「CSR報告書」の作成・開示も増加傾向にある。しかし、CSRの諸活動は、環境法令の遵守・環境汚染事故の防止という原点の上に立って、地域・国際社会のニーズに応えるものでなければ、市民社会からの信頼を得ることはできない。企業が自分の足元をきちっと固めることこそCSRの第一歩であることを確認すべきである。企業の環境投資額は、1970年代以降、低減傾向にあるが、このことは、企業の環境リスク対応が一巡したとして、リスク管理上後順位に位置づけられた結果に他ならない。企業関係者は、公害は過去の問題ではないことを肝に銘ずるべきである。

3 実効性確保のための情報公開

現在、多くの企業が環境管理に関する行動指針を策定して、環境に関する経営方針・目標、行動計画を掲げ、担当役員、担当部門の責任者を定めて、環境管理部を中心とした組織体制を構築して、全社的に環境法令の遵守、環境負荷の低減を継続的に達成しようとしている。しかし、このような組織の構築だけでは、環境コンプライアンス体制を確立する上で十分ではなく、情報公開制度を導入することが重要である。

企業は環境管理体制の構築によって、完全に環境法違反行為・環境汚

染事故を防止することは不可能に近い。したがって、一度の違反行為・汚染事故によって社会的信頼を失うことによる企業の損失を避けなければならない。そのためには、企業にとって都合の悪い情報（ネガティブ情報）であっても、毎年定期的に刊行している環境報告書（CSR報告書）で事故情報を開示するほかに、事故が発生した場合、情報を求められてから出すのではなく、タイムリーに全情報（Full Disclosure）を公表することが重要である。社会に対し事故情報を開示するか否か、その内容・程度の決定は、最終的には取締役会の判断に委ねられるが、その前提として、問題事項が関係する部署から必ず最上位の経営層に上がってくるような社内体制が確立されていなければならない。ダスキン株主代表訴訟控訴審判決は、事故情報に関し「積極的に公表しないことは、消極的な隠蔽と言い換えられる」として、会社役員に損害賠償責任を認めている。最近、パロマ・リンナイ等のガス器具メーカーが事故情報を公表しなかったために、その後に発生した同種の事故を防止できず、尊い人命を失った事例を想起すべきである。結局、不祥事を起こした企業は、積極的に事実を公表して原因の究明・安全対策のための措置等を明らかにし、市民社会との間に新たな信頼関係を構築することが重要であると考える。

企業のCSRの取り組み事例

—中国華南地区での労働CSR事情—

マネージャー 笹本 雄司郎 (富士ゼロックス株式会社CSR部)

企業のCSRへの取り組みは、環境、人権、労働、地域社会、企業倫理等の分野に整理できます。本稿では「人権・労働」、特に中国華南地区での労働CSR事情を題材に、CSR活動の現状を報告します。富士ゼロックスは、複写機、プリンター等の製造・販売を事業とする会社です。1995年から生産拠点の中国への移転を推し進め、上海市、ならびに華南地区の深セン市及び東莞市に生産子会社を有します。中国起点のサプライチェーンは当社の経営を支える重要な事業基盤のひとつです。

日本企業の生産拠点が集まる華南地区は新興の商工業地帯です。例えば深セン市は、25年前は人口2万人の漁村でしたが、現在は高層ビルの並ぶ人口1,300万人、平均年齢29歳の大都市になりました。この華南工業地帯では、「中専」を卒業して全国各地から集まった10代後半の新人工員と実務経験を積んだ熟練工が、平均800元（1万3千円）から1,200元（1万9千円）の給与で就業しています。多くの日本企業は離職率の高さに頭を痛めています。離職率が年率30%という工場も珍しくありません。

当社の深セン市の生産子会社では工員約4,000人が就業しています。その子会社の社長は、3年で工員が退社する状況を憂慮し、人件費の多少の増加は負担しても工員の定着をはかる方針を掲げています。工員の習熟が労働生産性に直結すること、採用・教育費用が抑制できることも理由のひとつです。従業員を大切に

処遇することが経営の安定と成果につながる証左でもあります。事例を披露します。昨年、同社のCSR推進室で若年工員220人にアンケートを取ったところ、多くの工員が「同僚や上司、異なる出身地からの同僚との関係が難しい」とか「相談できる人がほしい」といった悩みを抱えている事実がわかりました。日本でいえば昭和30年代の集団就職の状況で、何らかの手を打つ必要が痛感されました。CSRの課題は、其々の社会事情のうえに理解する必要があります。

そこで当社では、2001年に設立された深セン市の労働NPO深セン当代社会観察研究所（所長：劉開明）に協力を依頼して、コミュニケーションと人間関係、ストレス管理、チームワーク、上司・同僚の付き合い方、異性関係と会社生活、女性生理、生涯設計・蓄財などを学習する、若年工場労働者に向けた3ヶ年の教育プログラムを開始しました。そのほかにも、従業員の意見を経営に反映する「意見箱」の設置、従業員の悩みの解決をサポートする電話カウンセリング「心理ホットライン」の利用開設など、各種の施策を導入しました。心理ホットラインは、1ヵ月間で約90人が利用しており、人間関係、恋愛感情、情緒不安定などの相談が多くを占めているそうです。こうしたプログラムが工場労働者の定着率や生産性の改善にどこまで効果を生むか慎重に分析したいと思います。

また、深セン当代社会観察研究所

に最近問題となった事例の紹介をお願いしたところ、①14～15歳の就労が発覚したため単純に解雇して田舎に戻した事例、②募集に際して地域および姓を限定した事例、③一定の総額以上の出来高給与を翌月払にした事例、④就業中のトイレ使用に細かい制限を加えた事例などが挙げられました。欧米NGOが人権侵害と指摘するのは、こうした問題のようです。

ご存知のとおり、中国は行政通達で運営されている国家です。1993年の憲法改正で「法制立国」が宣言された後も、国・省・市での法規の矛盾、解釈の統一性の弱さ、法執行のバラツキ等の問題が解消されていません。弁護士（弁護士）が大量に増員されたとはいえ、法解釈の透明性やリーガル・サービスの品質については、当地で働く日本人からも不安の声が聞こえます。最先端の法律の整備は進んでいるものの、執行システムが追いついていない印象を強く受けます。近年、中国の地方政府等が環境問題や労働問題の改善にCSRを積極的に活用する動きが顕著です。政府・行政の施政と法執行のギャップを埋める手段として、中国でのCSRは今後、事実上の行為規範になるのではないかと推測されます。こうしたCSR論の急激な台頭は日本を凌駕する状況です。中国で活動する日本企業は、リスクマネジメントの意味からも、中国CSRの動向を注視する必要があります。

京都弁護士会の環境マネジメントシステム導入の取組みについて

—KESステップ1を認証取得—

弁護士 吉田 雄大・須田 滋 (京都弁護士会)

1 KESの概略について

京都弁護士会(浅岡美恵会長)は2006年11月30日にKESのステップ1の認証を取得しました。KESは京都環境マネジメントシステムスタンダードの略です。京都の冠がついていますが、今では沿革上の意味合いしかなく、認証は全国各地に及んでおり、審査件数は累計で1300件を超えています。運営主体は、1992年のリオデジャネイロの地球環境サミットに由縁して設立された京(みやこ)のアジェンダ21フォーラムです。KESの中味は、文字通り組織体の運営に伴う環境負荷を管理もしくは軽減するためのシステムです。ステップ1のサイクルは、①環境宣言(組織体のトップが環境負荷の軽減に向けて宣言)、②計画立案(環境改善目標及び改善計画の立案)、③実行(環境マネジメントマニュアル作成)、④点検、⑤評価、⑥継続的改善の連環です。この①~⑥は組織体自身が自ら内容策定し実行します。民事再生手続きと似ています。認証は、当該環境マネジメントシステムがKESのポリシーに則って有効に機能していると認められた場合に下されます。環境マネジメントシステムとしては、ISO14001が有名ですが、この取得には最低でも300万円のコストがかかります。これに対し、KESのステップ1の場合には初期費用として10万円以下で済み、1年毎の更新期に数万円を要するのみです。期間としても半年程度で認証が可能です。内容もISOに比較してシンプルなので中小企業

向けのマネジメントシステムといえます。

2 KESの認証取得に取り組んだ経緯と動機について

当会の公害・環境委員会のゴミ部会は2004年になって環境マネジメントシステムの研究に着手しました。もともとゴミを少なくするためにはどうしたらよいかという発想でした。

弁護士会は数多くの意見書や提言を世間に発表していますが、自身の環境マネジメントについては全く無関心でした。当会は、地球温暖化防止京都会議が開催された1997年に「地球温暖化防止、地球環境保全に向けた、京都弁護士会の業務活動の行動方針に関する宣言」で、電気消費量の削減等に努力する旨、決議しました。しかし、決議しただけで実際のマネジメントについては実効性が乏しいままに推移したという経験があります。やはり、システムとして導入し確実に環境改善を図る必要があると考えましたし、それが、弁護士会の社会的責任でもあったと考えました。これがKES導入の動機です。

3 KES導入の成果と課題について

当会の環境改善目標と具体的施策は以下のとおりです。①啓発活動として環境問題に関する学習会・シンポジウムを年2回開催すること及び会館周辺の月2回の清掃活動、②省エネルギー化として会館の電気・ガ

スの使用の適正化(具体的目標として前年同月比2%減)。達成手段として、節電とエアコン設定温度の適正化を呼びかけるステッカーの表示、廊下部分の照明の消灯及びエアコンをつけないことなど。③ゴミの減量、特に紙使用量の削減については、この1年は、問題の実態と改善点を調査することを目標とし、当面の施策として古紙100%の紙の使用を実施しました。省エネルギー化の現在の達成度を8月から1月までを見ると、電気代については目標の100%の達成をみましたが、ガス代(エアコン)については半分の月で未達成でした。電気・ガス料金の面でいうとKES導入費用を吸収して余りあるほどの削減になっています。今後は、前年同月比2%の削減がだんだん厳しくなっていくことが予想されます。事務局員にはKESの趣旨が十分に浸透していますが、会員間にはまだまだです。公害・環境委員会以外のメンバーも加わってプロジェクトチームを結成して運動を推進したり、同チームの座長に会長経験者(久米弘子会員)を迎えて座長から会員総会で協力を訴えたり、各委員会に出席してKESの広報をしたりしたのですが会員全般には伝わり切っていません。会員全員がKESの趣旨を理解し、各位が各事務所で環境マネジメントを実行してもらえることを究極の課題としています。

リレー寄稿 実務家教員奮闘記

～ロースクールで環境法を教える～ その5

弁護士 板井優（熊本大学法科大学院非常勤講師／熊本県弁護士会）

熊本大学に法科大学院が出来るといふときに、大学関係者から「熊本には水俣病裁判があるので目玉にしたい」と言われた。私は熊大法科出身で水俣病弁護団の事務局長でもあったので同感であった。法科大学院設立に向けてのシンポジウムでは、私は水俣病裁判の例を挙げて大学の社会的役割を大いに強調した。

いよいよ熊大法科大学院で九州大学とも連携して環境法をやるということになった。そして、環境法を専門にしていないある熊大教授から講義の半分は大学側で持つから半分は弁護士で担当して下さいと具体的に協力を求められた。それで、私は、一緒に水俣病や川辺川利水問題の裁判をやってきた森徳和、国宗直子弁護士に声をかけ同意を貰った。

ところが、しばらくして熊大側の教授が環境法に関する論文が足りず、「環境問題と法」講義を弁護士だけでやってくれということになった。その時までは、水俣病や川辺川問題などを話せばいいと思っていたが、司法試験の成績まで責任を持つことになった。

そこで、日本環境法律家連盟で頑張っている籠橋隆明弁護士に加わってもらえば大丈夫と思い、お願いした。その時に、私は、熊本での講義は集中講義ということで、終わったから熊本の夜を接待すると言った覚えがある。

ところが、2005年は、九大はおろか熊大でもお声がかからない。その後、熊本の合格率は25%と聞いた。

「環境問題と法」を受講すればもっと受かったのと思った。

環境は人気がないんだと思っていると、2006年度は熊大に6人、九大に3人受講希望者がいるという。ところが、産業廃棄物問題を担当することになっていた森弁護士が体調不良というので急きよ、福岡の馬奈木昭雄、高橋謙一弁護士にお願いした。馬奈木弁護士は公害・環境問題での私の先輩であり、廃棄物だけでなく有明海の問題まで守備範囲が広がり講義内容が豊かになることは疑いない。教科書は、日弁連編「ケースメソッド環境法（第2版）」（日本評論社、2006）である。

講義内容であるが、私がさきがけで4回目まで主に水俣病と大気汚染を中心に損害賠償、認定問題、住民訴訟型行政訴訟について担当した。二番手は8回目まで国宗弁護士が環境アセス、都市環境、化学物質関係を受け持った。三番手は馬奈木、高橋弁護士が12回目まで廃棄物問題を様々な角度から講義した。四番手は13、14回を籠橋弁護士が出張集中講義である。15回目の最後は私がまとめを受け継ぐことになっている。

正直言って、これだけの実務家の組合せは当代一と自負している。しかし、それでは講義はというと、いきなり最先端の機械が置いてある講義室に通され、事前に何らの説明もないので授業に食い込んでまで使われる方を教えられた。熊大は6人が直接受講しているのので何とか問い答えが出来たが、九大の3人は大教室の真

ん中に3人がぼつんというだけで、テレビ画面は暗くて顔どころか姿もはっきりしない。

しかし、2回目からはなんとか持参したパワーポイントを接続し、九大の院生とも問い答えが出来た。操作さえ分かればこちらのもので、水を得た魚の要領で実務を踏まえた講義が出来たと思っている。なお、都合で成績評価は講師団のレポートによった。

籠橋弁護士の集中講義の夜に、私が呼びかけて私は都合で参加しなかった「講師と院生と修習生との意見交換懇親会」が盛大にもたれた。慣行になればいいと思う。

最後に、21世紀は環境の世紀といわれるが、その割には受講生が少ないのが気にかかる。わが国では損害賠償型の公害問題に関しては弁護士としての経済的な収入も何とかなっているが、それ以外の環境事件については弁護士の活動に対する正当な評価は経済面も含めてまだまだ低いこともその一因であろう。

しかし、弁護士は次代を切り開くパイオニアであり、消費者問題の過去と現在をみても弁護士活動に対する社会的・経済的評価は当然正当になされるであろう。弁護士を目指す法科大学院生がどんどん環境問題に取り組んで環境の保全と公害の絶滅に取り組んでいって欲しいし、必ずそうなるであろうことを期待したい。

中国の環境問題と環境NGOの役割

助教授 相川 泰（鳥取環境大学環境政策学科）

1 中国の環境問題と環境訴訟の現状

近年、特に2004年から05年にかけて、中国では水汚染を中心とする深刻な環境汚染被害が相次ぎ表面化した。05年晩秋の松花江汚染事故は、同じ時期に他でも工場の爆発で河川が汚染される同様の事故が多発したことも含め、全世界的に注目を集めた。それ以外にも、淮河流域を皮切りに水その他の環境汚染が原因とみられる「ガンの村」が全国的に分布すること、新興工業団地の汚染被害に耐えかねて周辺の農村部の住民が原因工場や地方行政に抗議し暴動状態になることも珍しくないことなど、もはや中国はかつての日本の公害列島に勝るとも劣らない公害大陸の様相を呈していることが国内外に明らかになっている。

ただ、これら中国の環境汚染被害は、日本の公害とは異なり（あるいは比べてはるかに）裁判で争うのは難しい。中国では、日本とは三権分立や地方行政のあり方が異なるため、ある地域でその地方行政と関係の深い——例えば地方財政収入の大きな割合を占める税金を納めている——企業が環境汚染を起こしたとして、その企業を裁判で訴えようとしても、企業が地方行政を通じて裁判所に訴状を受理させない、といったことすら起こりうる。

中国の裁判所はしばしば訴訟が提起されても受理を拒否する。例えば、同じ環境汚染被害をめぐる訴訟でも、経済被害については受理するが健康被害については受理しない、という例は多い。中国の環境NGO、中国政法大学公害被害者法律援助センター（CLAPV）は昨秋現在で約7年間に約50の環境訴訟を支援した

が、経済被害は勝訴も少なくないのに対し、健康被害はほとんど受理すらされず、受理されても勝訴した例はないという。また、1つの事件をめぐる刑事裁判と民事裁判に矛盾を生じさせないようにしているため、環境汚染に抗議した被害住民が有罪とされてしまうと、その元になった環境汚染に対する民事訴訟を起こすことができない、といったこともある。

また、複数の地方に跨る事件だとさらに複雑な場合がある。環境汚染行為があった地方と被害を受けた地方の何れでも訴訟を提起することは可能ではある。しかし、環境汚染行為があった地方の裁判所では受理されなかったり被害者に不利な判決が出たりする傾向がある。一方、被害を受けた地方では被害者は勝訴しやすい傾向があるものの加害者に対して判決を執行する段階で「環境汚染行為があった地方」に協力を拒まれることが多い。これでは、何れにせよ被害者にとっての問題解決に結びつかない。このことは中国でも問題視され、個別には解決した事例も出ているが、一般的に定着したのかは疑問の余地もある。

2 CLAPVの活動にみる環境NGO活動の意義

近年、中国で環境汚染被害が表面化してきた過程で、中国国内の環境NGOが大きな役割を果たしていることが注目される。その草分け的な存在が上述のCLAPVで1998年秋に設立され、翌年11月から活動を続けている。CLAPVは電話などで環境汚染被害者からの相談を受け付け、行政の担当窓口を含めた法律的な助言を回答するとともに、必要な場合

には、弁護士の紹介、格安・無料での訴訟支援、裁判での弁護、さらにはマスコミへの紹介などの、法的支援サービスを提供している。その一方でセンター長の王燦発氏が環境法立法の草案作りに参与していることなどもフルに活用して、公害被害者の置かれている状況を反映した立法提案や、全国各地の弁護士・行政官・裁判官に対する環境法のトレーニング・セミナーの開催なども実施している。

CLAPVの登場は、環境汚染に関心がなかったり、問題意識はあっても中国の体制下で可能な取り組み方がわからなかったりした他の環境NGOにも、具体的な環境汚染への取り組みを促した。これがさらに、地元で起きている環境汚染に問題意識を持つ人々や被害者にも環境NGOとして問題に取り組みうる示唆を与えた。地元密着型の環境NGOによる環境汚染の相次ぐ告発は、2004-05年に深刻な環境汚染被害が続々と表面化した原動力であった。

3 日中交流により中国法制が改善

CLAPVは設立当初から日本との交流を重視し、日本環境会議との間で2001年から隔年ペースで環境被害救済をテーマとするワークショップを重ねてきている。それは単に上述した中国の問題状況を知るだけではなく、日本の経験も踏まえて克服法をともに考え、さらには日本の経験の限界を知る場ともなっている。交流の成果は着実に中国の法制度の変化にも反映されている。日中の民間交流が中国の制度改善に確実に結びついている。

半鐘山開発問題が計画大幅縮小で全面解決

—世界遺産銀閣寺バッファゾーンの保全—

委員 飯田 昭 (京都弁護士会)

1 これまでの経過

(1) 半鐘山は銀閣寺道から北東に入った白川と閑静な住宅地に囲まれたところにある1000坪程の里山で、東山36峰の一つ、西方山の通称です。以前は銀閣寺(慈照寺)の寺領で、東山の先端部分に位置し、歴史的風土保全区域、風致地区第2種地域に指定されていますが、市街化区域、第1種低層住居専用地域のため、法的には開発が可能でした。

(2) 業者による開発計画は、山を全面的に削り、13戸の住宅を開発し、白川に橋を架けて、進入道路とするもので、市議会での緑地保全の請願採択にもかかわらず、京都市長は2001年3月に開発許可を与えてしまいました。

(3) 計画は、山沿いの隣接家屋の安全性の問題、車両通行問題に加え、世界遺産・銀閣寺(慈照寺)に近接するバッファゾーン(緩衝地帯)の景観を破壊する行為でもあることから、世界遺産条約違反でもあるとして、ユネスコ世界遺産センター(パリ)へ勧告を求める要請(2002年9月)も行なうなど、保全を求めた多様な運動が展開されました。この要請を受けて、ユネスコ世界遺産センター所長バンダリン氏は、日本政府に、「半鐘山は歴史的山地である東山から降りてくる丘陵部の先端部である。世界遺産センターとしては、開発許可が出された事実に対し驚愕せざるをえない。」との書簡を出しています。

(4) 法的手段としては、弁護士(8名。常任弁護士は玉村匡、岡根竜介、奥村一彦、湯川二郎と当職)は国土問題研究会など専門家の援助を得て、①開発許可取消審査請求及び取消訴訟、②架橋工事による被害に対する損害賠償請求訴訟に取り組んできましたが、業者が本格的な開発工

事を強行する構えをみせたため、03年8月には開発工事差止め仮処分を申立てました。

抗議行動の中で、工事施工業者は撤退し、仮処分申請の審理は時間をかけて行われていましたが、同年12月9日、業者は残された半鐘山の樹木を予告無く突然伐採するという暴挙に出ました。

(5) 同年12月18日、京都地方裁判所第5民事部(永井ユタカ裁判長)は、崖上、崖下になる3軒につき、開発工事の続行により家屋が重大な変形、損傷を受けるおそれがあることを認め、建物所有権を被保全権利として「債務者らは、自ら及び第三者をして、半鐘山の形質の変更(樹木の伐採・枝打ちを含む)を行ってはならない」との、仮処分決定をくだしました(保証金各200万円)。

樹木の伐採を含め、全体として工事を差し止める必要があるとするもので、開発許可を受けた開発工事を樹木の伐採を含め全面的に差し止めに認めたという点で、裁判所の仮処分決定例としては、画期的なものでした。

業者側はこれに対し、保全異議、さらには保全抗告(大阪高裁)を申立てましたが、いずれも却下されています。

2 全面解決へ

住民側は、業者側の起訴命令を受けて、2004年1月23日には、差止め本案訴訟を提訴し、既に係属している業者に対する損害賠償訴訟及び行政訴訟と併合、併行して審理されました。

裁判はその後、2004年夏から05年春にかけて半鐘山の地盤、地質の詳細な調査をおこなった国土問題研究会の専門家証人志岐常正氏、奥西一夫氏(共に京都大学防災研究所教

授)、実務家の幸陶一氏の証人尋問及び原告本人尋問が行われ、05年夏以降は、大幅に開発規模を縮小した全面解決へ向けた住民側と業者側の和解協議が訴訟外でもねばり強く続けられてきました。

その結果、今般、①宅地面積は当初計画の約半分(中央部分のみ)に、区画数を13区画から5区画に限定する、②周囲部分(約3分の1)は掘削せず植樹して京都市に寄付し、周囲から見れば山が回復した状態にする、③搬出土砂の半減、④解決金4300万円、⑤今後の開発工事の監理は業者側の費用で住民側の指定した専門家に依頼する、⑥住居専用に限定し、周辺の風致景観との合致を含めた建築協定付で販売する、⑦謝罪条項など、ほぼ住民側の要求が満たされたため、2006年12月26日、業者側との和解成立に至ったものです。

3 意義

上記和解成立により、当初の計画は取下げられるに至ったため、開発許可取消訴訟は当初の開発許可が取消されたのと同様の状態になることから同日の「取下げ弁論」をもって終結しました。下記は取下げ弁論の「最後に」の部分です。

記

住民側が本来京都市に求めてきたのは、京都市が半鐘山全体を取得して恒久的に保全・再生を図ることにより、本件を全面解決させることであつた。また京都市は、①本件和解の当事者となること、②住民側に対して、当初の開発計画を認めたことについて謝罪の意を表明することのいずれも拒否した。これらのことからすれば、今般の解決にはなお不十分な部分があり、この点は極めて遺憾である。

しかしながら、京都市は今般新景

観政策を立案し、そこにおいて、①風致地区制度及び自然風景保全条例の拡大・強化（特に、市域全体についてダウンゾーニング）を図るとともに、②世界遺産周辺（500メートル）の眺望景観保全策を打ち出すに至った。

京都市をして、このように、良好な景観形成に向けて従来の施策を大きく転換することを決意させ得たのは、まぎれもなく、本件開発行為について、開発審査および本件訴訟を通じて、地域住民が、長年に亘って粘り強く良好な住環境と景観の保全を訴え続け、これに呼応したユネス

コ世界遺産センターが、わが国に対して世界遺産の保全を要請したこと

の偉大な結実に他ならない。この点において本件訴訟は、京都の住環境並びに景観保全にとって、歴史的意義を有するものであると評価することができる。

このように、①業者をして当初の開発許可を取り下げさせることができたことから、実質的に開発許可が取り消されたのと同様に、原告勝訴の状況を勝ち得たこと、②京都市も、謝罪の言葉こそないものの、政策転換によって従来の政策の誤りないし不十分さを認めたと評価することが

できることから、原告らはいずれも所期の目的を達したものとして、本件訴訟を取り下げることとするものである。



半鐘山の南側からの眺望（2003年6月）。その後、樹木が伐採されたが、和解により回復されることになった。

意見書の紹介

地球温暖化防止対策の強化に向けて

気候変動に関する国際連合枠組条約（1994年発効）の目的を達成するため、第3回締約国会議において京都議定書（以下「議定書」）が採択されました。議定書は、先進国等に対して、温室効果ガスの排出を基準年（1990年）比で、一定割合削減することを義務づけており、日本は6%の削減を義務づけられています。

2005年2月16日、ロシアの締結により議定書は発効し、日本は2008年から2012年までの第一約束期間で上記数値を達成する義務を負うことになりました。

しかし、日本の地球温暖化防止対策には、国内のエネルギー消費の削減と温室効果ガスの総量削減の取組みが軽視されていたり、目標達成に向けた具体的な中長期目標の設定がなく、第一約束期間で6%削減を担保する政策メカニズムも具体的に示されていない、などの問題点が見られます。

そこで、日弁連公害対策・環境保全委員会地球温暖化防止法プロジェクトチームが中心となり、これまでの日本の地球温暖化防止対策の欠陥や問題を踏まえたうえで、情報公開と国民参加の下で策定、実施されるべき今後の地球温暖化防止施策及び法制度について、その実効性や効率性の確保を考慮に入れつつ20の提言を取りまとめ、2006年12月15日付で環境省、経済産業省、外務省に提出しました。

提言の内容は、以下の5つに分類されています。

- 1 政策の目標、理念、原則に関する総論的な提言
- 2 地球温暖化防止対策に関わる各主体の責務、行動に関する提言
- 3 温室効果ガス排出分野において導入すべき主要な削減対策の提言
- 4 経済的手法、国内排出権取引制度の導入と自主的手法の改善に関する提言
- 5 地球温暖化防止対策の実効性を担保するための法制度整備に関する提言

（本文はhttp://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/061122_4.html をご覧下さい）

自動車排ガスによる健康被害の救済に関する要請書

当委員会大気・都市環境部会が中心となり、下記の要旨の要請書を作成しました。

1 東京都は、いまだ国による被害者救済制度が確立されていない現在、国により下記2(2)の医療費救済制度が創設されるまでの間、自動車排ガスにより健康を害された都内の公害被害者を救済するために、自動車メーカー等にも財源負担をさせ、都内全地域を対象に、全年齢の公害四疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎）患者に対する自己負担なしの医療費救済制度を早急に創設すべきである。

2 国は、日弁連が2002年8月23日付及び2004年8月20日付各意見書で提言したとおり、自動車排ガスにより健康を害された全ての公害被害者を救済するため、

(1) 自動車メーカー等汚染原因者の費用負担による障害補償費等の給付を含む新たな抜本的救済制度を創設すべきである。

(2) 上記の抜本的救済制度を創設するまでの間、当面の緊急救済制度として、自動車排ガスによる高濃度汚染地域において健康を害された者が等しく救済を受け得るよう、自動車メーカー等にも財源負担をさせ、全年齢の公害四疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、肺気腫、ぜん息性気管支炎）患者に対する自己負担なしの医療費救済制度を創設すべきである。

本要請書は、2006年11月29日に東京都知事宛に、同年12月5日に環境大臣宛に提出しました。

（本文は、http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/061122_2.html をご覧下さい）

発行：日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 tel 03-3580-9841 fax 03-3580-2866



公害・環境ニュース37号（2007年3月）